

自主管理認証制度のあり方検討について

1 背景

法改正により、全ての食品関係事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることに伴い、都の自主管理認証制度について、今後のあり方を検討する必要性がある。

2 あり方検討の方向性

国のHACCP制度化の動向(政省令等)、専門家の意見、事業者ニーズ等を踏まえて、以下の点について検討する。

①HACCPの制度化により、都認証制度創設時に都が目指してきた事業者の自主的な衛生管理の向上は達成されるのか。

②改正法に対応していることを事業者が証明できる制度は必要か。また、その役割を都認証制度が果たすことができるのか。

③改正法施行後、事業者の自主管理を推進するために都としてどのような取組が必要か。

① HACCPの制度化により、都認証制度創設時に都が目指してきた事業者の自主的な衛生管理の向上は達成されるのか。

★論点① 旧基準Bを満たすことにより、衛生管理レベルはHACCP制度化以前と比較して高まるか。

- ・ 従来の基準に加えてHACCPに沿った衛生管理が制度化されることにより、PDCAが定着し、衛生管理レベルは向上すると考えられるか。
- ・ PDCAが定着し、都内施設全体の衛生管理レベルがスパイラルアップするにはどの程度の年数を要すると見込まれるか。

★論点② 旧基準Bと都認証基準を比較した場合、都認証基準のレベルはどこに位置づけられるか。

- ・ 旧基準Bと都認証基準の比較はどのように行うべきか。(政省令、業界団体の手引書等との比較項目)
- ・ 現時点で政省令は公布されていないが、HACCPの考え方を取り入れた内容(都や業界団体等が危害分析を行った結果を踏まえて重要な管理ポイントが示されている)という点では、都認証基準は旧基準Bに相当するレベルと想定されるか。

都認証基準について

- ・ コーデックスHACCP7原則の危害要因分析を要件とせず、認証基準において、重要な工程を含む管理すべき項目を定めている。
- ・ 事業者は、認証基準で定めた管理すべき重要な工程等について、管理方法を自ら定め、実践する。(管理の目的、管理基準、確認方法、不適時の対応、記録方法)

認証基準項目

- ① 施設設備の衛生管理(清掃・保守、トイレ、清掃用具、作業場等)
- ② 機械器具類の衛生管理(機械器具類、冷蔵冷凍設備等)
- ③ 食品等の衛生的な取扱い(仕入れ、工程管理、保存、配送等)
- ④ 使用水の衛生管理(始業時点検、水質検査等)
- ⑤ 排水及び廃棄物の衛生管理
- ⑥ ねずみ及び昆虫の駆除
- ⑦ 従事者の衛生教育
- ⑧ 従事者の衛生管理(健康管理、手洗い、服装、トイレ使用等)
- ⑨ 事故発生時の対応

② 改正法に対応していることを事業者が証明できる制度は必要か。また、その役割を都認証制度が果たすことができるのか。

★論点③ HACCP制度化後、都認証制度は衛生管理の取組を評価するツールとして有効か。また、他の認証制度を活用することは可能か。

- ・都認証制度は、これまで、食品営業施設において取り組んでいる自主的な衛生管理を積極的に評価し、認証を与え広く都民に公表することによって、食品営業施設全体の衛生水準を向上させ、より安全性の高い食品を都民に提供できるようにすることを目的としてきたが、HACCP制度化後も衛生管理の取組を評価するツールとして活かしていくことはできるか。
- ・中小事業者や調理業が取り組みやすい、他の認証制度等はあるか。

想定される事業者ニーズ

- ・ 一歩進んだ衛生管理を第三者に評価してもらい、消費者や取引先等にアピールしたい。
- ・ 従業員のモチベーションアップのために、第三者認証制度等を活用したい。
- ・ PDCAのため、外部検証として、第三者に検証してもらいたい。
- ・ 法適合していることを証明できる仕組みがほしい。

国の見解

(「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」(最終改正:H31.2.25)より)

Q 消費者は、訪れた飲食店が「HACCPに沿った衛生管理」を実施していることや、購入する食品が「HACCPに沿った衛生管理」の下で製造、加工されたことをどのようにして判断すればよいのか。



A 例えば、店舗のよく見える場所に衛生管理計画の写しを掲示することで、各事業者の衛生管理の取組を示すといったことが考えられます。また、事業者団体が自主的な取組を表示している例もあることから、そうした例も参考にしながら、どのような対応が可能か、検討することとしています。

③ 改正法施行後、事業者の自主管理を推進するために都としてどのような取組が必要か。

★論点④ HACCP制度化後、都内施設全体の衛生管理レベル向上のために、都としてどのような取組が求められるか。

・PDCA定着のために、どのような支援が求められるか。

自治体に求められる役割

- 地方自治体の食品衛生監視員は、営業許可手続、立入検査等の様々な機会を通じて、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、その内容の有効性や実施状況等を検証することとすることが適当である。(H28.12「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」抜粋)
- 地方自治体において、HACCPに沿った衛生管理の監視指導等を行う際は、「食品衛生管理に関する技術検討会」の確認を終了した手引書に基づいて行うこと。(「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」(H31.2.1薬生食監発0201第1号)抜粋)

都によるHACCP制度化に伴う事業者支援(資料5)

(主な取組)

- 衛生管理計画ファイル(小規模一般飲食店事業者向け)の作成、HP公開
- 事業者向け説明会開催(予定)(食品衛生法改正の概要、HACCPに沿った衛生管理の実施に向けた取組方法について)